

## ☆平成30年度佐伯市花のあるまちづくり事業（後期分）

申請資格	<p>市内を活動の拠点とする団体          （例：自治会、商店街、事業者等で2人以上のもの。）</p> <p>※支給申請書と完了報告書を提出できること。          ※継続して事業実施できること。          ※花の植栽及び維持管理ができること。（花や土、ごみ等の処分等を含む。）          ※環境対策課が指定した日に花苗の受取ができること。</p>
支給内容	<p>花苗や種子及びプランター（花壇がない場合）を支給</p> <p><b>【花苗支給上限】</b>          花壇：1㎡あたり上限25ポット（1回の申請につき500ポット）          プランター：1基あたり上限3ポット</p> <p><b>【種子支給上限】</b>          1㎡あたり上限1袋（1回の申請につき10袋）</p> <p><b>【プランター支給上限】</b>          1年度あたり上限100基まで（1基にあたり3ポット）</p> <p><b>【肥料入り培養土支給上限】</b>          1団体につき上限30袋まで（1袋にあたり約20kg）</p> <p>※応募状況により、希望する花の種類や花の数量どおりに支給できない場合がありますので御了承ください。</p>
支給花苗の種類	<p>・パンジー ・ビオラ ・キンセンカ ・ノースポール ・キンギョソウ</p> <p>・※今回は上記5種類から希望する花苗を選んでください。</p>
設置場所	<p>道路、公園、広場等で大勢の人の目にふれることができる場所で管理者の承諾を得ていること。</p> <p><b>【花壇の場合】 10㎡以上の敷地</b>  <b>プランターの場合は、20基以上設置できる敷地</b></p>
申請方法	<p>環境対策課または各振興局地域振興課に支給申請書を提出して下さい。</p> <p>※申請用紙は、環境対策課と各振興局地域振興課で配布しているほか、佐伯市公式ホームページからも印刷できます。</p> <p>（今年度初めて実施する団体は申請書に実施箇所の写真の添付が必要です。）</p>
申請期間	平成30年8月15日（水）から9月18日（火）まで
支給期間	10月11日（木）以降、環境対策課が指定した日に順次支給します。